

## 令和８年度 愛荘町地域産業魅力向上等支援業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

愛荘町が実施する「令和８年度 愛荘町地域産業魅力向上等支援業務委託」に係る契約候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画提案（プロポーザル）を実施する。

### １．業務名

令和８年度 愛荘町地域産業魅力向上等支援業務委託

### ２．業務概要

別紙「令和８年度 愛荘町地域産業魅力向上等支援業務委託 仕様書」による。

### ３．履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

### ４．委託限度額

１，５００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

### ５．実施スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、各項目の日程については、決裁権者および選定委員会委員の都合に合わせて適宜調整できるものとする。

| 実施内容             | 期日または期限          |
|------------------|------------------|
| プロポーザル公告         | 令和８年７月３１日（金）     |
| 質問書の提出期限         | 令和８年８月７日（金）正午まで  |
| 質問に対する回答日        | 令和８年８月１２日（水）まで   |
| 参加申込受付           | 令和８年８月１７日（月）正午まで |
| 企画提案書等提出期限       | 令和８年８月２４日（月）正午まで |
| 審査予定日（プレゼンテーション） | 令和８年９月２日（水）【予定】  |
| 審査結果通知・契約締結（予定）  | 令和８年９月４日（金）以降    |

### ６．参加資格要件

本プロポーサルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- （３）国税および地方税の滞納がないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、もしくはそれらの利益となる活動を行う者または同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 過去5年以内（令和3年度～令和7年度）に本業務と同種または類似の業務実績があること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）でないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）でないこと。

## 7. 質問の受付および回答

### (1) 質問受付

- ①提出方法：電子メールにより提出し、確認の電話をすること。  
※メールタイトルを「愛荘町地域産業魅力向上等支援業務委託に関する質問（会社名）」とすること。

②提出書類：様式9

③提出部数：1部

④提出先：「14. 事業担当部署」参照

⑤提出期限：令和8年8月7日（金）正午まで ※必着

### (2) 質問回答

①回答日：令和8年8月12日（水）まで

②回答方法：質問に対する回答は愛荘町ホームページへ掲載し、個別には回答しない。

## 8. 参加申込書および企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限

### (1) 参加申込書

- ①提出方法：持参または郵送〔簡易書留に限る〕  
※FAXおよび電子メールによる受け付けはしない。

②提出書類：様式1

③提出部数：1部

④提出先：「14. 事業担当部署」参照

⑤提出期限：令和8年8月17日（月）正午まで ※必着

### (2) 企画提案書および会社概要資料

- ①提出方法：持参または郵送〔簡易書留に限る〕  
※FAXおよび電子メールによる受け付けはしない。
- ②提出書類：様式2～様式8、会社概要資料（会社概要が分かるパンフレット等でも可）
- ③提出部数：8部（正本1部、副本7部）  
※ファイリングして提出すること。
- ④提出先：「14. 事業担当部署」参照
- ⑤提出期限：令和8年8月24日（月）正午まで ※必着

### (3) 見積書

企画提案書提出と同時に見積書を提出すること。様式は特に指定しないが、表紙、

内訳書、人件費内訳書により構成し作成すること。また、表紙には消費税及び地方消費税を含んだ額を記載するとともに社印を押すこと。

①提出方法：持参または郵送〔簡易書留に限る〕

※FAXおよび電子メールによる受付はしない。

②提出書類：見積書（様式は任意）

③提出部数：8部（正本 1部、副本7部）

※見積書は企画提案書と一緒にファイリングして提出すること。

④提出先：「14. 事業担当部署」参照

⑤提出期限：令和8年8月24日（月）正午まで ※必着

## 9. 企画提案書の作成および記載上の留意事項

### （1）企画提案書作成上の留意事項

別紙「仕様書」を参照し、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものである。よって、「仕様書」に記載の委託業務内容の一部のみの提出や記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

### （2）企画提案書の作成方法

企画提案書に係る様式は様式2～様式8（A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

### （3）業務提案企画書（様式8）の記載方法について

別紙「仕様書」の「6. 業務内容」について、本業務に対する提案者の考え方・取り組み方、本業務の全体スケジュールと作業の進め方、独自提案内容について記載を行うこと。なお、独自様式により提出する場合は、「別添1のとおり」と記載し、提出する独自様式の表紙右上に「別添1」と記載すること。ただし、様式および文字サイズは前号のとおりとする。

### （4）「参加申込書」の提出がない者は、企画提案書の提出を受け付けないものとする。

## 10. 企画提案書の無効

提出書類について、この書面および別添資料に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## 11. 委託候補者の選定

### （1）審査選定方法

提案者が参加資格要件に該当する旨を確認した後、提案された企画提案書等の項目審査、見積書の提案価格による総合的な判断を「令和8年度 愛荘町地域産業魅力向上等支援業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）において審査し、選定委員の総合得点が最も高い業者を1社決定する。ただし、総合得点が同点の場合は、委員で投票し決定する。

選定委員会の審査結果を受け、総合得点が最も高い提案業者に対して本業務の契約交渉を行う。但し、契約交渉が成立しない場合は、次点の提案業者と契約交渉を行う。

提案業者は、審査の経緯および結果についての異議申し立てを行うことはできない。

### （2）評価項目および評価基準

「（別紙）評価基準表」のとおり

### （3）審査予定日

令和8年9月2日（水）【予定】

※提案者には審査日時、審査会場、プレゼンテーションにかかる留意事項等について個別に通知する。

※提出された企画提案書等と提案者によるプレゼンテーションにより審査を行う。

#### （４）審査結果の通知

選定委員会終了後、速やかに文書により全提案者に対して通知する。なお、審査結果に対する異議の申立ておよび審査内容についての問合せは、一切受け付けない。

### １２．失格条件

次に掲げる事由が生じた場合、プロポーザルの参加資格または業者の決定を取り消す。

- （１）参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合。
- （２）企画提案書等提出書類の提出期限が守れなかった場合。
- （３）企画提案書等提出書類に不足があった場合。
- （４）同一の業者が２以上の企画提案書を提出した場合。
- （５）企画提案書等の作成に係る不正行為や虚偽が認められた場合。
- （６）企画提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合。

### １３．その他の事項

- （１）採択された企画提案書の著作権事業の成果は、本町に帰属する。
- （２）提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- （３）「４．委託限度額」の金額を超える提案、「６．参加資格要件」の全てを満たさない提案者は失格とする。
- （４）本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- （５）提出期限以降における企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。
- （６）企画提案者数が４者以上の場合は、書類審査による事前審査を行い、得点の高い３者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。
- （７）本件に係る情報公開請求があったときは、愛荘町情報公開条例に基づき非公開情報を除いて公開する。
- （８）参加申込時の提出書類・辞退届および企画提案書提出時の提出書類は返却しない。
- （９）本要領に定めた提出書類以外の書類が提出されても、審査の対象としない。
- （１０）企画提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。
- （１１）本要領に示した書類のほかに町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

### １４．事業担当部署

- （１）契約者 愛荘町長 有村 国知
- （２）担 当 愛荘町 商工観光課 浦部
- （３）住所等 〒５２９－１３８０  
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川７２番地（愛荘町役場本庁舎１階）
- （４）電 話：０７４９－４２－８０１７（直通）
- （５）ＦＡＸ：０７４９－４２－６０９０
- （６）Ｅ-mail：shoko@town.aisho.lg.jp

(別紙)

評価基準表

| 評価項目          | 評価基準                                                                                                          | 評価点 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 業務実績          | ・ 本業務の実績が豊富で、本業務に必要な知識やノウハウを十分活かし、円滑に業務を遂行できるか。                                                               | 15  |
| 運用計画および業務実施体制 | ・ 業務執行のために適切な人員配置及び役割分担が妥当か。進捗確認など町との連絡・調整が速やかに行える体制か。<br>・ 業務責任者及び担当者の役割分担が明確であり、必要な知識・経験を有する人員が適切に配置されているか。 | 15  |
| 提案の具体性        | ・ 仕様書の業務内容について具体的な内容を提案しているか。                                                                                 | 15  |
| 提案の的確性        | ・ 目的を達成するための業務遂行へのアプローチは的確か。                                                                                  | 15  |
| 提案の独自性        | ・ 仕様書に基づく提案に加えて、企画力、専門知識に基づき、創意工夫のされた企画提案内容となっているか。                                                           | 15  |
| 提案の実現可能性      | ・ 実施計画の内容が、実現性が高いものか。                                                                                         | 15  |
| 見積書           | ・ 企画提案内容に見合った委託料であるか。                                                                                         | 10  |
| 合計            |                                                                                                               | 100 |